

	<p>—開会—</p>
清水会長	<p>それでは次第に沿って進めさせていただきます。 報告事項『区域区分の見直し』について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（多田）	<p>それでは報告事項「区域区分の見直し」についてご説明いたします。 三田市都市政策課の多田です。失礼して着座での説明とさせていただきます。 右上に資料①と記載のある資料をご覧ください。また、説明資料と同じものを全面スクリーンに表示しております。</p> <p>まず、報告内容より先に、区域区分について簡単にご説明いたします。お手元の資料①の2ページ上段です。区域区分とは都市計画法第7条に規定されるもので、都市計画区域に指定されている区域内を市街化区域と市街化調整区域に分けることを言います。ちなみに三田市は市の全域が都市計画区域に指定されており、都市計画法の規定により、区域区分を定めないといけない区域となっております。</p> <p>その中で、市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域と規定されており、市街化調整区域とは、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止や農林業等の健全な調和のため市街化を抑制すべき区域と規定されております。</p> <p>次に、区域区分の役割としては、都市の健全で秩序ある発展を図るため、当該都市の発展の動向等を勘案し、市街地として積極的に整備する区域と、当分の間、市街化を抑制する区域とを区分し、無秩序な市街化を防止することを目的とするもので、都市形成の上では根幹となる都市計画となります。</p> <p>次に、2ページの下段をお示ししています。こちらの左側の図が、兵庫県の都市計画の現状の区域図でございます。ピンクで着色された部分が市街化区域で、緑で着色された部分が市街化調整区域となっております。先ほど冒頭でお話しました都市計画区域とは、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として兵庫県が指定する区域です。現在兵庫県にある都市計画区域は5つの地域に分けられており、その中で三田市は阪神地域に該当いたします。</p> <p>次に、3ページ上段でございます。今回の報告事項であります「区域区分の見直し」についてご説明いたします。区域区分は概ね5年に一度、兵庫県が見直しを行っており、三田市が属する阪神間都市計画区域では今回が第9回目の見直しとなります。兵庫県では令和7年度に区域区分の定期見直しを予定しており、兵庫県の見直し案を作成するにあたり関係市町の区域区分見直し案を県に報告する必要があるため、「三田市の区域区分見直しの基本的な考え方」を定め、区域区分の変更の要否について検討しました。考え方の内容についてはのちにご説明いたします。</p> <p>次に3ページ下段をお示ししております。</p> <p>兵庫県は、県の見直し案を作成するにあたり県内市町の区域区分の見直しに向けて「市</p>

街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）の変更に係る方針」を示しました。

お手元の資料①の5ページから10ページ目に参考資料として添付しておりますのでご参考としてください。その方針の中の「区域区分の変更の基本的な考え方」については以下の3点があります。

1点目、目標年次については、国勢調査による基準年次である令和2年を基として、10年後の令和12年とすること。

2点目、市街化区域への編入を検討するにあたっては、土地利用の動向や都市基盤施設及び公共交通網の整備状況等の詳細な検討を行い、計画的な市街化を図る上で特に必要な場合に行うものとし、編入する区域は市のマスタープラン等にも位置づけられ、既に市街地形成がある区域又は計画的な市街地整備が行われる区域のうち、事業の妥当性・確実性を備えた必要最低限の区域とすること。

3点目、市街化が見込まれない区域等の対応については、現在、市街化区域内にあって、計画的な市街地整備の予定がなく、当分の間、市街化が見込まれない区域や防災上の理由から都市活動に適さない区域等で周辺市街地に影響を及ぼさない区域については、市街化調整区域への編入に努めること。

以上の、県の方針を踏まえて、「三田市の区域区分見直しの基本的な考え方」を定めました。それが資料①の11ページから14ページの内容となりますので、ご参考とってください。

次に4ページ上段です。「第9回都市計画 区域区分見直しの基本的な考え方（三田市）」の抜粋をスライドに表示しています。主な内容としましては以下の4点でございますが、県の方針に準拠した内容となっております。

(1) 市街化区域に編入する区域の考え方としましては、市街化区域への編入は、土地利用の動向や都市基盤施設及び公共交通網の整備状況等の詳細な検討を行い、計画的な市街化を図る上で特に必要な場合に限定して行うものとする。

(2) 市街化が見込めない区域の措置としましては、市街化区域内の集団的な農地等のうち、都市防災、都市環境等の観点から、その機能を保全することが望ましく、周辺市街地に影響を及ぼさない区域について市街化調整区域への編入や生産緑地地区等としての指定に努める。

(3) 市街化調整区域の土地利用としましては、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域として位置づけられています。しかし、住民生活の安定や地域活力の維持も必要であることから、市街化調整区域の本来の性格を維持しつつ、市街化調整区域土地利用計画に基づく開発行為等の弾力化や地区計画の活用により、地域の実情に応じた秩序ある土地利用を誘導する。

(4) 境界調整としましては、区域区分の境界調整については、原則として、道路、河川等の地形、地物を基本とし、地形、地物に変更され区域境界が不明瞭となっている箇所を検討する。

以上の考え方にに基づき、精査・検討した結果、それぞれの項目に当てはまる区域はありませんでした。

	<p>なお、市民等にむけて令和5年12月4日から12月18日の2週間に渡り、今回の区域区分見直しにかかる意見募集を行いました。意見等はございませんでした。</p> <p>それにより、第9回区域区分見直しでは、三田市の区域区分の変更箇所はありません。当内容については兵庫県からヒアリングを受けており、兵庫県の考え方にも則している旨の回答を得ております。</p> <p>最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。本日、審議会での報告を経て、兵庫県あてに、三田市は「区域区分の変更がない」という旨の申し出を行います。その後は、スライドにお示ししておりますとおり、兵庫県が中心となって進める作業となります。令和6年度中に、兵庫県が各市町の素案を受けて県の素案が作成されます。その素案をもとに令和7年度に説明会、公聴会を開催し、見直し原案の作成を経てこれらの見直し案が確定いたします。その後、見直し案の縦覧を行い、県の都市計画審議会による審議を経て、3月末には兵庫県による都市計画の決定告示が行われる予定です。</p> <p>以上で報告事項「区域区分の見直しについて」の説明を終わります。</p>
<p>清水会長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問があればお名前をおっしゃってから発言をお願いいたします。また、オンラインで参加の委員は、挙手してミュートを解除したのち、お名前をおっしゃってから発言をお願いいたします。</p>
<p>北原委員</p>	<p>ご説明いただきました区域区分の件ですけど、この区域区分の場合、人口フレームの設定があると思うんです。これまで、三田市の場合、人口は増加することを想定して、市街化区域の設定をされていると思います。人口が予想を下回っているという中で、市街化区域として設定している人口フレームは現在どの程度余剰があるのかなと思ったんですけど、その点、御説明いただけたらと思います。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>人口フレームに収まっているのかということですが、人口フレームとの比較を今お示しできる資料が手元にございません。</p>
<p>北原委員</p>	<p>例えば、市街化区域の逆線引きみたいなことをする際にしても、人口フレームをどのように設定できるかが重要なので、その点を確認させていただきたかった次第です。</p>
<p>清水会長</p>	<p>県の考え方では令和12年の目標年次の中で、国勢調査の数字を基準にするとされているかと思いますが、その他にも県から見解をいただいているのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>区域区分の変更の方針については、市街化区域の規模や市街化が見込まれない区域等の措置についても示されています。</p>

厚地委員	三田市は今回、区域区分の見直しをしないということですが、阪神地区の中で見直しをされるようなエリアがどのくらいあるか、具体的にあれば教えていただきたいなと思います。
事務局（中東）	その点については、各市町から県に対して申し出を実施している状態なので、詳細は現時点ではお伝えすることが難しいですが、地形、地物に変更され区域境界が不明確になっている箇所の見直しが発生する市町があることはお聞きしています。
厚地委員	今回の県の基本的な考え方の3つ目、市街化が見込まれない区域等の対応では、これまで市街化であったところが市街化調整区域への編入と書いてありますが、従来は一旦市街化区域になったエリアについては、調整区域にするのは難しいと聞いてたんですけど、今回はこのように市街化区域から市街化調整区域にする区域を検討する県の考え方としては、人口減少社会の中で考え方も変わってきたという理解でよろしいでしょうか。
事務局（中東）	都市防災や都市環境との観点からその機能は保全することが望ましいという観点で市街化調整区域の編入も検討していくべきだという考え方でございます。
厚地委員	都市防災、都市環境の観点から市街化区域から市街化調整区域にしたほうが良いと思われる場所というのは具体的にはどういうことですか。
事務局（村岡）	兵庫県の基本な考え方は多岐に渡っております。例えば、人口増加の時代に集団的な宅地を市街化区域に入れたが実際には人口が思った以上に増えず、宅地のままであったり、跡地利用されない見込みの状態である場合に逆線引きするという考え方もあります。そのほかでは、市街化区域の集団農地の位置づけについて、以前とは考え方が変わり、水防の観点や周辺の緑地保全という点で、現在は重要な位置づけとなっております。市街化区域内であって、市街化調整区域と接しているような農地については、市街化調整区域に編入して、農地として保全するなどといったことが考えられるかと思います。
厚地委員	都市防災という考えが難しいんですが、防災の視点は非常に重要かと思うんですが、市街化区域にしているよりも市街化調整区域に戻した方が防災上良いということがどういったことなのか、もし次回に明確に説明していただければよろしく願います。
美藤委員	11ページ以降の参考資料、「第9回都市計画区域区分見直しの基本的な考え方」に基づいて、今回、判断をされたと思うんです。逆に言うならば、基本的な考え方がどのような経緯でつくられているのか、今まで説明があったのか、確認をさせていただきたいんですけど。いかがでしょうか。

事務局（中東）	<p>基本的な考え方の策定にあたりましては、6ページにあります、令和5年11月17日に兵庫県から示された区域区分の変更にかかる方針を準拠する形で三田市として作成しております。この内容について委員の皆様にご説明はしておりませんが、兵庫県の方針を元に三田市として見直しを進めたとしてご理解いただければと思います。</p>
美藤委員	<p>4ページの上に考え方の抜粋が書かれ、それに対して該当の区域なしと書かれているわけですが、考え方の流れなどが理解できないと、その内容が受け入れられるかという気がします。県の考え方に基づいて市の考え方を決められたということはわかるが、該当区域なしに至ったところをもう少し説明していただけたらと思います。</p>
事務局（中東）	<p>今回の結論に至った詳細については、色々な調査資料や根拠を基にしておるところですが、その資料については今手元にございませんで詳細についてはこの場ではご説明できません。改めて報告という機会もございませんで、今後こういった形でご説明できるか検討させていただけたらと思います。</p>
清水会長	<p>事務局に確認させていただきたいんですけど、今年度中に県にお返事をするというスケジュールかと思いますが。今様々なご意見を頂戴しておりますので、次回にこれを持ち越した場合、スケジュール的には難しくなりますか。</p>
事務局（中東）	<p>特段、手続きに支障は出ないと考えております。</p>
清水会長	<p>それでは、次回にご説明をお願いできたらと思います。</p>
事務局（中東）	<p>次回の審議会で、改めてご説明させていただきます。</p>
松原委員	<p>こちらの審議会の内容を商工会で説明するにあたって、いきなり変更箇所なしという説明はできない。先ほどのように、ある程度分かりやすい説明がないと、ここで承認したということになったら困る。通常、協議を重ねて審議して承認となるんですか。ここで報告だけを受けて承認という扱いになるんですか。</p>
事務局（中東）	<p>今回の区域区分については決定権者が兵庫県で、県からヒアリングを受けた中で三田市の考え方を県に示しています。この審議会の場はあくまで報告の場であって、承認をいただく場ではないというところをご理解いただきたいと思います。</p>
松原委員	<p>市と県のやり取りで済む話であれば、ここで報告する必要ないんじゃないですか。結果報告は広報誌などで書くなどして。ここで議題に出ると、私たちが承認しているような形になっているような気がしてならない。この議題について、我々は報告を聞いただけという認識でいいんですね。商工会の者にもわかるような説明資料をできたらお願いしたい。</p>

事務局（中東）	<p>今回の見直しにかかる考え方は、もう少しわかりやすい資料を再度お示しできればと思います。</p>
小杉委員	<p>理解が正しいかどうか、4ページの区域区分見直しの考え方（3）市街化調整区域の土地利用で、該当の区域なしという方針ですけど、該当の区域なしの該当の区域は、一番最後の、地域の実情に応じた秩序ある土地利用を誘導する地域がないという理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局（中東）	<p>市街化調整区域の中で今の地域の実情に合わせた形で利用されるよう誘導する、ということですので、誘導する地域がない、ということではないとご理解いただきたいと思えます。</p>
小杉委員	<p>そうだと思っていましたが、この書き方だと少しわかりにくかったので確認させていただきました。</p>
清水会長	<p>様々な御意見を頂戴しているところかと思えますけど、この区域区分につきまして、かなり広域で上位の枠組みに位置しているかと思えます。区別に関しても、それは市の方で目配りが必要ですけど、今回のところに関してましては、定期的見直しというところで、変更がないという結果なのかなと理解はしております。</p> <p>また、報告ですので、今、頂戴したように様々な御意見を頂戴しながら、今後の在り方については、市のほうにもいろいろ要望を出していきたいなと思えますし、ここに至った説明が不足しているという御指摘ももちろん、市にも分かっていたかしまして、次回、ここに至った経緯は、また詳細に御報告をお願いできたらなと思えます。</p> <p>皆さん、非常に三田市の中で関心の高いことが、改めて確認していただけたかと思えます。また、この件につきまして、5年に1回の定期見直しということですので、また、三田市の実情に応じて変更が必要であれば、そのときは、またいろいろ議論させていただけたらと思えます。</p> <p>では次の協議事項の審議に入っていきたいと思えます。協議事項「三田市都市計画道路見直し（素案）」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局（中東）	<p>それでは、協議事項「三田市都市計画道路見直し方針（素案）について」になります。三田市都市政策課の中東です。よろしくお願いいたします。</p> <p>資料は、表紙右上に「資料②-1」「資料②-2」と書かれたものになります。同じものを前面スクリーンおよびお手元の画面に表示しております。</p> <p>資料②-1が「見直し方針（素案）」となっており、この内容につきまして、資料②-2の説明資料を用いてご説明させていただきます。資料②-2の右上に資料②-1と対応するページも記載しておりますので、参考にしてください。</p>

まず、2ページをご覧ください。今回の見直し方針の構成についてです。
この度の見直し方針は、ここに記載のとおりの方針の内容で作成いたしました。
本日は、それぞれの内容を抜粋しながら説明を進めさせていただきます。
それでは、3ページをご覧ください。

「1章 都市計画道路の見直しの背景」についてです。

三田市では、都市計画決定後に長期間事業化されていない道路が存在しており、その結果、事業予定がないにも関わらず、都市計画法による一定の制限が課されている状況があります。また、近年では、人口減少社会や少子高齢化の到来などにより、都市計画決定時から社会情勢も大きく変化しています。従いまして、今後、三田市が目指すべき都市の将来像に沿って、都市計画道路の機能と役割を再検証し、「選択と集中」により重点化を図りながら、既存ストックを有効に活用しつつ効率的かつ効果的に整備を進めることが必要となっています。このような状況も踏まえ、これまでに兵庫県主導のもと、2回の都市計画道路の見直しを実施しており、今回は三田市主導による3回目となる都市計画道路の見直しを行うため、「三田市都市計画道路見直し方針」を定めるものとしております。

4ページから6ページを併せてご覧ください。「2章 都市計画道路とは」についてです。こちらは、都市計画道路に関する基本的な内容となります。本日は説明を割愛させていただきますので、資料をお読み取りください。

7ページをご覧ください。「3章 都市計画道路の見直しの必要性」についてです。

(1)で三田市の都市計画道路の現状について記載しており、三田市は43路線、約65.5kmの都市計画道路を有しております。

(2)で令和6年4月1日時点での都市計画道路の整備状況を記載しております。都市計画道路の総延長に対する整備率は、約84.7%となっています。詳細については、資料をお読み取りください。

8ページをご覧ください。

先程の整備状況の図面となります。赤色で着色されている路線が「未整備」、緑色が「概成済」、黄色が「事業中」、橙色が「整備済」を表しております。

9ページをご覧ください。

(3)で三田市の社会情勢の変化が分かる資料を記載しております。

まず、1)の人口の動向についてですが、三田市の人口は、平成25年以降は減少に転じており、今後も、人口が減少することが見込まれます。

2)のDID面積及び人口密度の変化では、DID面積は昭和60年以降、増加傾向にありましたが、人口密度については減少傾向にあります。今後も人口が減少していくことを考慮すると、市街地拡大は収束に転じることが見込まれます。

3)の自動車の地域内や地域間流動でも、平成27年から令和22年の推移の傾向として、自動車交通量が減少することが見込まれます。

10ページをご覧ください。(4)では三田市都市計画マスタープランにおける都市計画道路に関する方針を抜粋しております。

11ページをご覧ください。(3)の三田市における社会情勢の変化や、(4)の上位計画

の内容等も踏まえ、(5)で、都市計画道路の見直しの必要性についてまとめております。3つの項目、「都市計画道路の課題」、「社会情勢の変化」、「まちづくりの方向性」についてまとめており、その内容も踏まえ、まちづくりの将来像を踏まえた都市計画道路の見直しが必要であると考えております。

12ページをご覧ください。

ここからが「4章 都市計画道路の見直しの考え方」についてです。

まず、(1)で見直しに係る基本的な考え方を整理しています。

1)では、第5次三田市総合計画や三田市都市計画マスタープラン等との上位計画・関連計画との整合を図りながら見直しを行うとしております。

2)では、昨年度に策定したガイドラインに基づき、検証を進めることとしております。

3)では、住民との合意形成に努めること、4)では、三田市が主体となり、関係機関との協議・連携により見直しを進めることを記載しており、この4つの基本的な考え方を軸に見直しを進めることとしております。

13ページ、14ページを併せてご覧ください。

(2)で見直しフローの概要図について記載しております。

これは、昨年度に策定した「三田市都市計画道路網見直しガイドライン」の中でも記載しており、見直しの検証方法の流れとなります。今回の見直しは、このフローに沿って検証を進めました。

15ページをご覧ください。

(3)の見直し判定基準についてですが、ガイドラインに基づいて、ここに記載のある5路線を見直し検討対象路線としました。

16ページをご覧ください。見直し検討対象路線位置図となります。青色で着色された路線が、今回見直しを実施した路線となります。

また、検証方法の詳細については、ガイドラインに記載のある内容となっておりますので、本日は説明を割愛させていただきます。

17ページをご覧ください。ここからが「5章 見直し方針(素案)」についてです。

まず、(1)で4章の見直し判定基準に沿って、各路線を検証した評価結果の概要をお示ししております。評価結果につきましては、路線全体としての結果を示しており、各路線内の区間ごとの方向性については、後ほど説明いたします。

18ページをご覧ください。

こちらが各路線内の区間ごとの方向性を反映した、都市計画道路見直し方針図(素案)となります。見直し方針の概要に記載のあるような検討結果となりました。

次ページ以降で、それぞれの路線ごとの評価結果もまとめておりますので、ご説明させていただきます。

19ページをご覧ください。まず、国道線についてです。

ガイドラインに基づく検証を実施し、路線全体としては、「変更候補」と最終評価いたしました。

国道線は、検討対象路線の間に整備済み区間があることから、路線を2区間に分割して

おり、対象区間を「①-1」、「①-2」として、見直し方針を打ち出しております。現在、区間①-1、区間①-2ともに、全区間が車道2車線で供用済みとなっており、緊急輸送道路にも指定されています。しかし、局所的に狭隘な歩道の区間も存在していることから、沿道施設の立地状況を考慮しながら、本路線に必要とされる機能を踏まえた幅員構成の再検討が必要となります。従いまして、このたび、両区間ともに「変更区間」と位置付けております。また、現道もあることから、変更に伴う周辺道路での過度な混雑は発生せず、交通需要に影響はないものと判断しております。

次に20ページをご覧ください。古城線についてです。

市ガイドラインに基づく検証を実施し、路線全体としては、「変更候補」と最終評価いたしました。

古城線の検討対象路線には、市が管理する区間と兵庫県が管理する区間があることから、区間を2区間に分割しており、対象区間を「②-1」、「②-2」として、見直し方針を打ち出しております。区間②-1が市管理、区間②-2が県管理の区間となります。まず、区間②-1についてですが、この区間は車道2車線で供用済みとなっており、緊急輸送道路にも指定されていますが、局所的に狭隘な歩道の区間も存在していることから、沿道施設の立地状況などを考慮しながら、本路線に必要とされる機能を踏まえた幅員構成の再検討が必要となります。しかし、対象区間には、JR宝塚線との交差があり、踏切の改良工事に伴う場合の道路と鉄道の交差方式は、原則「立体交差」が法律で規定されていることから、「存続（継続検討）区間」と位置づけ、継続して関係機関と交差方式等について協議・調整を進めることとします。

区間②-2については、現在、車道2車線で供用済みとなっており、緊急輸送道路に指定されています。しかし、局所的に狭隘な歩道の区間も存在していることから、沿道施設の立地状況を考慮しながら、本路線に必要とされる機能を踏まえた幅員構成の再検討が必要となります。

従いまして、区間②-2は「変更区間」と位置付けております。

21ページをご覧ください。三輪下田中線についてです。

ガイドラインに基づく検証を実施し、路線全体としては、「変更候補」と最終評価いたしました。

三輪下田中線は、STEP3で「廃止検討路線」と結論に至った歴史的資産との近接区間及び神戸電鉄三田線との交差区間、それ以外の区間で分割しており、対象区間を「③-1」、「③-2」、「③-3」として、見直し方針を打ち出しております。

区間③-1及び区間③-3については、歴史的資源が多い箇所と重複することや、整備にあたって道路構造上の問題を抱えており、鉄道の付け替えも発生し、他施設への影響が大きいことから、「廃止区間」と位置付けております。

区間③-2については、STEP3に記載のある路線には該当せず、道路の整備に関するプログラムに位置づけがあることや、まちなかの回遊性向上等、魅力あるまちづくりの実現に寄与する区間であることから、「存続区間」と位置付けております。

22ページをご覧ください。横山天神線についてです。

	<p>ガイドラインに基づく検証を実施し、路線全体としては、「変更候補」と最終評価いたしました。</p> <p>横山天神線は、STEP3で「廃止検討路線」と結論に至った神戸電鉄三田線との交差区間とそれ以外の区間で分割しており、対象区間を「④-1」、「④-2」として、見直し方針を打ち出しております。</p> <p>区間④-1については、神戸電鉄との立体交差の計画があり、整備にあたって道路構造上の課題を抱えていることから、「廃止区間」と位置付けております。</p> <p>区間④-2については、STEP3に記載のある路線には該当せず、都市の骨格に寄与する区間であり、地区内の自転車・歩行者ネットワークの連続性にも寄与する区間であることから、「存続区間」と位置付けております。</p> <p>23ページをご覧ください。本町西山線についてです。</p> <p>ガイドラインに基づく検証を実施し、路線全体としては、「廃止候補」と最終評価いたしました。</p> <p>本町西山線の検討対象路線については分割しないで、見直し方針を打ち出しております。</p> <p>区間⑤については、現在、一方通行の道路で供用済みであり、沿道には住居が連担する他、歴史的な街並みが存在しております。また、三田本町通りセンター街に与える影響が大きいことから、「廃止区間」と位置付けております。廃止に伴う周辺道路での過度な混雑は発生せず、交通需要に影響はないものと判断しております。</p> <p>24ページをご覧ください。最後になりますが「6章 見直しの進め方」についてです。</p> <p>都市計画道路見直し方針の策定に向け、パブリックコメントや地元説明会などを実施し、各路線の方針を決定後、関係機関と十分に調整しながら、住民等利害関係人の合意形成が得られた路線から都市計画の変更手続きに進んでいきたいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
<p>清水会長</p>	<p>いろいろご説明いただきましたけれども、当審議会といたしましては、5章の見直し方針のご確認をお願いしたいと思います。抽出等といたしましてはガイドラインに基づいてということですので、こちらの議論については今までもご意見頂戴しているかと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。ご質問等いかがでしょうか。</p>
<p>美藤委員</p>	<p>古城線についてです。JRとの立体交差が法律で規定されていることで存続となりましたが、現実的にJRと立体交差をさせるだけの距離、空間があるかどうか、そういうところをずっと議論されてきたと思うのに、まだ、これを存続という位置づけにする根拠、それはどのようにお考えなのか、まずお願いいたします。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>立体交差に関する根拠ですが、こちらは道路法という法律の中で、新しく道路を新設する場合につきましては、原則、立体交差という記載がございまして、根拠としてはそこになってこようかと思っております。</p>

<p>美藤委員</p>	<p>しかし、立体交差とした場合、道路構造上の課題等があることから、道路と鉄道の交差方式について、平面での交差ができないかという点でJRと協議をしているところであり、現時点ではまだ変更までの方針は打ち出せなかったというところがございます。平面交差の中でどこまでできるのかというところを引き続き協議していきたいところがございます。</p> <p>今のお話の中で、まず新設する場合は、法律で規定されている立体交差ですよね。でも、平面のまま、立体交差にしないのでできる方法があるのかという検討をしている。仮に立体交差にするならば、JRが上に行くか下に行くかです。下になるということは、JRが高架になるという考え方。もう一つ、逆にJRの下をアンダーで抜けていくためには、道路上、かなり前から掘り込んでいかないといけないので、今の物理上は成り立たないのは確定だと思う。</p> <p>だから、今の平面のまま道路を拡幅していくのか、JRが立体的に上に上がってくれるのかのどちらかしかないと思いますけど、その辺りで検討しているのか。もう少し状況を含めて、ご説明をいただけたらうれしいです。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>交差方式につきましては、今後も継続しながらJRと協議を行いますが、私どもとしましては平面交差が一番現実的だとは思っています。</p> <p>また、JRが高架となることは現時点ではないのかなと思います。あるとすれば三田市道がアンダーで交差する計画。過去の資料では一定の課題はあるものの、道路構造等について検討した資料もありましたが、最新の道路構造令の基準での精査はできていませんので、何が一番適しているのかを継続して協議していきたいと考えています。</p>
<p>清水会長</p>	<p>古城線につきましては、引き続き継続検討となっているので、方針については特に問題ないというご意見かと思います。</p>
<p>厚地委員</p>	<p>変更の箇所について、例えば2車線を4車線にするという意味でよろしいですか。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>本編の37ページにそれぞれの変更区間についての考え方をお示ししています。今言われたように、変更区間の考え方につきましては整備実施の可能性を確認しながら計画変更を行う区間として考えております。今回変更区間に該当しているのが国道176号となるかと思います。これにつきましては、現状2車線で供用されておりまして、それを新たに4車線に大きくするという考えではなくて、現状の道路幅員に変更できるか、縮小できるかについて検討していきたいと考えています。</p>
<p>田中委員</p>	<p>廃止の根拠について確認したいです。③-3、④-1が廃止となっていますが、ボトルネックがあるので該当区間を廃止するという考え方は理解できます。ただ、交通量的には問題ないと書いてあるんですけど、まちづくりとして考えるのであれば、交通量以外での評</p>

<p>事務局（中東）</p>	<p>価の仕方があるのではないかなと思いました。</p> <p>資料②-1の25ページで昨年策定いたしましたガイドラインに沿った形でそれぞれの路線を評価させていただいたところでございます。その中で路線として一定の評価がありましたが、路線の中でもそれぞれの区間で役割や機能なのが違っております。資料②-1の19ページ以降にご説明させていただきましたが、それぞれの区間に分けた中で、機能や必要性を踏まえて評価させていただいたところでございます。</p>
<p>田中委員</p>	<p>廃止自体は間違っていないと思います。今後、沿道の権利者や周辺の方々に対して説明会などがある中で、廃止ありきで進めていくべきなのか、もう少し計画路線をどう活用していくのかというのがあり得るのか。廃止という考え方を前提で話を進めていくんでしょうか。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>まず、市の考え方を示すことが重要であると考えてるので、見直し方針（素案）を作成しております。今後、説明会やパブリックコメントを実施し、必要に応じて、関係利害人等の意見も反映しながら、見直し方針の策定を進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>田村委員</p>	<p>国道176号と三田幹線が接続している都市計画道路（③-3、④-1）が廃止予定となっておりますが、その2区間が廃止されたら、国道176号と三田幹線をつなぐ道路が県道西脇三田線だけになってしまいます。2区間が廃止となった場合の県道西脇三田線の将来交通量推計においては混雑しないという結果にはなっておりますが、予測はあくまでも予測であり、県道の管理者である宝塚土木三田業務所からは、ネットワークという観点では懸念があると聞いておりますので、関係機関と十分協議し、連携しながら見直しを進めていただきたいと思います。</p>
<p>清水会長</p>	<p>田中委員、田村委員からのご指摘は、廃止についても十分慎重に議論をしていただきたいというご指摘かと思えます。道路としてはもちろん残るわけですが、田中委員がおっしゃったように、歩行者や沿道で生活されているの方々に対してどのような配慮ができるのか、都市計画道路とならなくとも、沿道整備としては必要になってくるのではないかとご指摘だったのかと思えますので、そのあたりも慎重にお願いしたいなと思えます。</p>
<p>松原委員</p>	<p>やっと見直しがなされるとのことで、今回よく頑張ってくださいているなと思えます。本審議会の内容は、商店街の方々に話してもよいのか教えてください。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>本日の会議自体が公開となっておりますので、今回の見直し方針（素案）につきましても、市のホームページにも公表いたしますので、商店街の方などにもお話していただいても問題ありません。今後は利害関係者や商店街の方々にも丁寧に説明していきたいと考えております。</p>

<p>松原委員</p>	<p>本町通りは、私が子供のころはすごくにぎやかな街だったのが、大きな道路によって寸断されて、にぎわいがなくなりました。商工会としては、この度の見直し方針をプラスに考えて三田のまちづくりに貢献していけたらなと考えています。</p>
<p>美藤委員</p>	<p>今回の見直し方針（素案）は、今後市民に向けても説明を進めていくわけですよね。都市計画道路を廃止したら別の方法も併せて考えていかないといけないと思います。特に国道176号から既成市街地に入っていくための道路が三田市は弱いと思います。今回の計画も併せて全体的な視点で道路の見直しも必要だと思うので、そういった点も市民への説明の際に触れていただけるのでしょうか。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>広域連絡道路の位置付けのある国道176号線、既成市街地と広域連絡道路を結ぶ古城線や三輪下田中線や横山天神線の接続について、それぞれの道路の位置づけをしっかりと整理していきたいと考えています。</p> <p>古城線の立体交差の計画であったり、三輪下田中線の三田幹線から国道をつなぐ区間、また横山天神線の今回廃止方針の区間については、北摂三田ニュータウンの開発が進む中で昭和48年に道路網が再編されたところがございます。その当時は人口20万人都市を目指したまちづくりの中で、広域連絡道路とまちをつなぐ道路として位置づけられたところかと考えます。</p> <p>しかし、社会情勢は大きく変化し、人口と交通量も減少する予想となっています。そういったことから、それぞれの道路の位置づけと機能、都市計画道路だけに限らず、既存道路のネットワークも踏まえながら市民の方々にはご説明していきたいと考えております。</p>
<p>美藤委員</p>	<p>人口減少だからといって、JRの駅周辺とか、今の市街地の周辺がそのまま減っているわけではなくて、三田市の広域的な考え方の中で、例えばコンパクトシティとか、将来に向けた考え方があると思うんです。そういうことをしっかり見越した状態で、道路を考えていかなければいけない。そういうことで、市民の方の声をしっかり聞いていただければと思います。</p>
<p>清水会長</p>	<p>そういった点、踏まえていただきながら、丁寧な説明をよろしくお願ひしたいと思ひます。本日の意見を踏まえて三田市におけるまちづくりの方針などを勘案した上で、方針の策定に向けた手続を進めていただきますよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>引き続きまして、意見聴取に進みます。事務局より連絡がありますので、お願ひいたします。</p>
<p>事務局（村岡）</p>	<p>これからご説明いたします、意見聴取「地区計画申出制度による地区計画の決定」につきましては、広野のまちづくりを支援おります都市整備課も同席した中で説明を実施さ</p>

<p>清水会長</p>	<p>させていただきます。 それでは、都市整備課の職員に入室してもらいますので、少しお待ちください。</p> <p style="text-align: center;">【都市整備課職員入室】</p> <p>大変お待たせいたしました。審議会を再開いたします。 それでは、広野のまちづくり支援を行っております都市整備課の職員を紹介いたします。都市整備課長の中根でございます。都市整備課係長の西原でございます。都市整備課主任の吉塚でございます。以上でございます。</p> <p>それでは、審議を再開いたします。 意見聴取『地区計画申出制度による地区計画の決定』について、事務局より説明をお願いします</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>それでは、報告事項「地区計画申出制度による地区計画の決定」について説明させていただきます。三田市都市政策課の中東です。よろしく願いいたします。</p> <p>資料は、表紙右上に「資料③」と書かれたものになります。同じものを前面スクリーンおよびお手元の画面に表示しております。</p> <p>本日は、令和6年3月29日に三田市広野駅西土地地区画整理事業準備組合から三田市に申し出された「広野駅西地区地区計画」の内容について、都市計画決定の必要性を判断するにあたり、当審議会に意見を聞くために行うものです。</p> <p>それでは、お配りしております資料に沿って説明させていただきます。 まず、2ページをご覧ください。 初めに、地区計画申出制度の概要につきましてご説明させていただきます。 都市計画法第16条第3項におきまして、市町村は、条例において土地所有者等が地区計画の案となるべき事項を申し出る方法を定めることができるとなっております。三田市におきましては、同法第16条第2項に基づき、平成27年10月に「三田市都市計画法施行条例」を施行し、地区計画等の案の作成手続きについて定めております。</p> <p>また、同時に市街化調整区域における地区計画の運用基準も作成しており、昨年度には、地区計画制度をさらに円滑に活用できるよう運用基準を改訂しております。</p> <p>下段をご覧ください。改定された運用基準の中では、市街化調整区域で定めることができる3つの類型を示しており、このたびの申出は、「地域振興型」の類型の方針に沿った申出となっております。</p> <p>3ページをご覧ください。地域振興型の概要になります。</p> <p>流通、工場、事業所など、周辺地域の雇用の創出及び域内経済の活性化に資する施設の立地を誘導することを目的に定めるものです。</p> <p>次に地区計画申出手続きの流れをご説明いたします。 下段をご覧ください。先ほども説明いたしました。提案の対象区域や周辺地域の土地</p>

所有者等への周知、意見集約の反映に努めながら計画の立案がなされました。

令和6年3月29日に地区計画申出書の提出があり、その後、三田市として計画申出に係る区域内の住民意見を把握するため、5月25日に意見交換会も実施いたしました。

概要は記載のとおりとなっております。

そして、申出を踏まえた地区計画の都市計画決定の必要性を判断するにあたり、本審議会に意見聴取を行い、三田市として関係法令や市におけるまちづくりの方針など勘案した審査を行い、地区計画の都市計画決定の必要性を判断いたします。

都市計画の決定手続きを進める場合、提案内容を考慮して、三田市が地区計画の素案を作成し、素案の閲覧や説明会、案の縦覧等の必要な手続きを進めていく形となります。

4ページをご覧ください。

今回、準備組合から申出のあった区域をお示ししております。JR広野駅の西側に位置しており、赤く囲っている箇所が該当する位置となります。

下段が申出のあった区域図の拡大図となります。

それでは、広野駅西地区のまちづくりの経緯から簡単にご説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

広野駅周辺では、平成初頭より「市街化区域編入を前提とした土地区画整理事業」を目標に“まちづくりの検討”が進められていました。しかし、地権者間の合意形成が進まず、平成23年に市街化区域編入が否決され、平成24年には当該まちづくり組織も解散しております。

その後、市街化調整区域における地区計画によるまちづくりを検討し、本日まで説明する「広野駅西地区地区計画」が作成され、令和6年3月29日に三田市に地区計画申出書の提出があり、本日の意見聴取を実施する流れとなっております。

下段をご覧ください。申出区域が分かる現地写真となります。空き地などの低未利用地が多数存在しています。

6ページをご覧ください。広野駅前における人口の動向についてです。

地域の人口については、昭和49年度をピークとして減少が進んでいます。1世帯あたりの平均人員についても低下傾向にあり、令和5年度時点では“2.00人/世帯”まで減少しています。人口と平均世帯人員が比例して下がっていることから、住民の地域外転出が減少の原因と推測されます。

下段は、広野駅周辺の土地利用の変化を表した資料となります。

平成5年と現在の土地利用状況を比較すると、商業、工場が閉店・撤退し、代わりに住宅や駐車場への転用が確認されるほか、住宅では空家が発生しています。

7ページから8ページ上段にかけては、過年度に地元組織が実施したアンケート結果となります。

7ページ上段の資料からは、地域住民が広野駅周辺地域に「課題」を抱えていることが読み取れると思います。

下段は、満足度調査についての資料となっており、「買い物の便利さ」「バスの便利さ」「道路の整備」の満足度が低い結果となっております。

8ページは、具体的な課題の聞き取り調査結果となっており、概ねここに記載のある4つの課題に大別できる結果となりました。

これらの課題を解決するため、地区計画の検討がなされ、地域住民によるワークショップなどを重ねることで、これからご説明する「広野駅西地区地区計画（準備組合案）」が作成されたものとなっております。

それでは、ここから広野駅西地区地区計画（準備組合案）について説明させていただきます。今から説明させていただく内容は、資料の17ページ以降の「地区計画（準備組合案）」を分かりやすくした資料となっております。

まずは、8ページ下段をご覧ください。地区計画申出の概要となります。

内容につきましては、記載のとおりとなっております。土地所有者等の同意状況も100%となっており、その他、諸条件も満たしていることから、市として受理したものになります。次に、9ページをご覧ください。

ここでは、地区計画の目標についての記載となります。まちづくりを進めていくための目標であり、「地域振興・雇用創出を目的とした中規模産業施設を主体とし、併せて公共交通利用者と周辺地域の居住者等のための生活利便施設を立地誘導することで、地域の賑わいと活力維持に寄与すること」を目標としております。

下段をご覧ください。

地区計画の目標を実現するための土地利用方針となります。地区の特性に応じて区域を区分しております。

青の着色が環境負荷の少ない工場等を配置する「雇用創出地区」、薄橙色の着色が生活利便施設等を配置する「生活利便地区-I」、黄色の着色が住環境の保全を図るとともに、生活利便施設等を配置する「生活利便地区-II」となっております。

10ページをご覧ください。

地区施設の整備方針となります。地区施設は、地区内の「道路」、「公園」、「広場」等のことを指し、広野駅西地区においては、交通結節機能の増進や周辺地域の居住者等の安全と利便性の向上を図るため、駅前交通広場、道路、歩行者通路を適正に配置し、良好な地区環境形成のため、公園も配置するとしております。

計画図において、それぞれの具体的な内容をお示ししておりますので、併せてご確認をお願いします。

下段をご覧ください。

ここからが、建築物の用途制限（建てることのできる建物）についてとなります。

今回の申出があった区域は、市街化調整区域内に位置しており、都市の無秩序な拡大防止などの観点から、建物の建築などが制限されています。このたび、申出のあった地区計画では、その制限を緩和するものとなっております。建築できるものをそれぞれの地区において記載したものとなっております。

まず、雇用創出地区における建物の制限についてとなります。

この地区では、資料にも記載があるア)～オ)の業種に限る工場の建築を可能としております。補足内容を11ページに記載しておりますので、ご覧ください。

<p>まず、工場の業種の制限についてです。</p> <p>化学工業や鉄鋼業などが立地した場合、悪臭や騒音等の問題が生じ、周辺の住環境への影響の恐れがでてきます。そのため、今回、三田市内で進出しており、周辺に悪影響を及ぼさないと考えられる業種に限定しております。</p> <p>下段をご覧ください。</p> <p>危険物の数量の制限についての補足となります。工場で貯蔵または処理に係る危険物の数量が多いと、周辺の居住者にとって不安要素となります。そのため、嫌悪施設とならないよう、危険物の種類とその数量を制限しております。</p> <p>12ページをご覧ください。</p> <p>生活利便地区-Iにおける建物の制限についてです。</p> <p>この地区では、床面積1500㎡以下かつ2階以下に限る店舗、飲食店、と老人ホーム、保育所、福祉ホームの建築を可能としております。</p> <p>下段をご覧ください。</p> <p>生活利便地区-IIにおける建物の制限についてです。</p> <p>この地区では、共同住宅、床面積500㎡以下かつ2階以下に限る店舗、飲食店、床面積500㎡以下かつ2階以下に限る事務所、診療所の建築を可能としております。</p> <p>13ページをご覧ください。</p> <p>建築物の敷地面積及び高さの制限についての記載となっております。</p> <p>それぞれの地区において、制限を設け、日照・通風・防災面での環境悪化を防ぐことでまちの秩序を維持し、街並みの揃った景観形成に寄与することになります。</p> <p>下段をご覧ください。</p> <p>最後に、建築物の壁面位置の制限についてです。</p> <p>これにつきましても、それぞれの地区で壁面位置を制限することで、道路や隣地への圧迫感をやわらげ、また、日照・通風・防災面の向上にもつながり、良好な空間の形成に寄与することになります。</p> <p>以上が、広野駅西地区地区計画の内容となっております。</p> <p>14ページからは、各種上位計画との関連性についてまとめておりますので、説明させていただきます。</p> <p>14ページをご覧ください。</p> <p>本計画による広野駅西地区の都市環境の機能向上についてです。</p> <p>広野駅西地区における課題を列記しておりますが、中規模産業施設や生活利便施設の誘致を可能とし、交通結節点として機能しうる公共施設整備を行うことで、広野駅周辺の昼間人口増加による地域活性化が期待できることから、公共の利益の増進に大きく寄与するものと考えております。</p> <p>下段をご覧ください。</p> <p>三田市のまちづくりの指針となるもので、まちづくりの方向やそれを実現するための取り組み等を定めた三田市第5次総合計画からの抜粋となります。</p> <p>JR広野駅周辺の土地利用についての記載もあり、今回の申出内容はこれに合致してい</p>
--

	<p>るものとなっております。</p> <p>15ページ上段には、都市計画に関する三田市の総合的な計画である三田市都市計画マスタープランからの抜粋となります。</p> <p>ここでも、JR広野駅における具体的な土地利用の推進についての記載もあり、申出内容がこの計画と整合がとられていることが確認できますので、市としましては地区計画決定に向けた手続きを今後進めてまいりたいと考えております。</p> <p>同ページ下段をご覧ください。</p> <p>本日の審議結果を受け、都市計画決定の手続きを進めていくことに支障がないとの判断になれば、素案の閲覧や意見募集、説明会などの開催を実施したいと考えております。</p> <p>11月7日に予定している本審議会で事前説明させていただき、法定の県協議、案縦覧を行い、1月には本審議会に諮問したいと考えております。</p> <p>その後、地区計画に関しましては、建築物等の用途の制限の規定に関して、三田市の「地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の改正手続きを行い、3月末を目途に都市計画の決定と条例の改正手続きを同時に行う予定としております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
<p>神原委員</p>	<p>8ページの課題が4つ挙げられているうち、道路整備と地域の担い手の件について意見を申し上げます。私の親は限界集落出身で、今では子供がいない集落となっており、寂しい思いをしていますので、このプロジェクトはぜひ成功させていただきたいという気持ちから申し上げます。</p> <p>1つ目は、交通手段がないという問題については、例えばライドシェアなど、駅に着けば誰でも気軽に使えるような交通手段、その他ではオンデマンドバスなど新しい発想をぜひ取り入れていただいたら、外から人を呼び込むきっかけになるんじゃないかと思えます。</p> <p>もう一つ、地域の担い手について。11ページにありますように、製造業を呼び込みたいというお気持ちはわかりますが、私自身が製造業を長年やってきた経験から申し上げますと、大手企業の下請けはものすごく苦しんでいる。大量生産、低コスト、賃金が上がらないという企業は将来性が非常に苦しい状況です。どんなところに活力があるのか最近の傾向で言いますと、やはり事業所に若手が来て、スタートアップ、情報工学や3Dを使った研究開発型の分野で、高い成功率の若い企業が多いです。関西学院大学の皆さんと協力して、発展できるようなイメージづくりをしていただいて、新しい発想を取り入れるような企業をぜひ誘致していただければと思います。</p>
<p>清水会長</p>	<p>交通計画についても、誘致する企業についても新しい技術がなくてはならないものになってくるのではないかということかと思えます。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>広野駅前を整備することで、交通結節点として機能を強化していくことも考えながら、まちづくりを進めていきたいと考えております。</p>

<p>清水会長</p>	<p>ぜひ準備組合の方々にも共有していただけたらと思います。</p>
<p>水元委員</p>	<p>地区計画の区域内に企業を誘致したり、老人ホームや保育所などの福祉関係の施設も立地する可能性がある中で、駅との関連がすごく重要だと思います。そこで働く方々も広野駅を使われると思いますが、広野駅のバリアフリーが全然進んでないんです。</p> <p>以前からエレベーターを設置してほしいという声があり、私たちも要望していますが、利用客が少ないという理由でバリアフリー化されてなく、改札口まで階段のみでスロープもない状態です。地区計画の策定と合わせてJRとの協議などはどのようになっていますか。</p>
<p>都市整備課(西原)</p>	<p>JR協議についてですが、このまちづくりを進めていくに当たって、是非既存の広野駅前についても一緒に含めてまちづくりを進めていきませんか、ということで過年度からJRに協議を投げかけておりましたが、残念ながらJRとしては参加は難しいという回答がございました。</p> <p>広野駅前のバリアフリー化につきましても、併せて協議をさせていただいておりますが、JRではバリアフリー化の優先順位が決められております。乗降客数が1日3,000人というラインがございます。これに対し、広野駅が、直近令和5年度末で1日2,400人程度で基準に達していないところがあり、エレベーター設置を含む本格的なバリアフリー化は難しいという回答をいただいております。そこで駅前のスロープだけでも配慮いただけないかとJRと協議を進めているところでございます。JRから協力を得られるように継続して協議をしていきたいと思っております。</p>
<p>水元委員</p>	<p>地権者の方たちも、企業を誘致したり、飲食店などが誘致されることをすごく望んでいらっしゃるの、駅の利用客も増えると思いますので粘り強く頑張っていただきたいと思っております。</p>
<p>美藤委員</p>	<p>雇用創出地区で、建築することができる工場の業種の制限については決定ですか。今の時代ですから、研究開発やIT系の企業が入ってくれば、例えば本社が大阪でも駅近くの事務所で作業ができるといった形態もありえると思っております。</p>
<p>事務局(中東)</p>	<p>この度の内容は、準備組合によって検討された内容になっており、市街化調整区域ということもありますので、申出にあるような製造業に限定する中で地域の活力を見出すような計画の提案をいただいたかと思っております。私共としても地域の提案を大事にしながら地区計画の決定を進めていきたいと思っておりますのでご理解いただければと思います。</p>
<p>美藤委員</p>	<p>昨今の日本の製造業の在り方として、そのまま製造業を拡大、継続していくのは難しい状況を組合の方にもご理解いただいたらいいのかなと思っておりますし、将来に向けて、広野駅</p>

<p>都市整備課(中根)</p>	<p>周辺の活性化のためには研究開発関係の業種も候補として入れていただけたらと思います。</p> <p>先ほどのスロープに関しても絶対必要だと思いますし、JRに対しても、この事業の中でどこまでサポートできるのか一度ご検討いただけたらと思います。</p> <p>これまでもいろいろとJRも含めて協議をしまいいりました。先ほど西原が説明した通りですけど、市としても準備組合と協議しながら、できるだけ駅前が使いやすいものにできたらと考えております。特にスロープについては我々も具現化したいと思っておりますので鋭意、努力させていただきますのでご理解いただければと思います。</p>
<p>栗山委員</p>	<p>資料3の11ページについて、工場の業種の制限なんですけど、食品製造業は建てられるということですよ。他市の事例ですが、かなり香ばしい香りがする食料品もございます。悪臭ではないですが、他市でチョコレート工場がありますが、その工場の近くを歩いていると町中がチョコレートの香りがしています。</p> <p>地元の方は慣れていると思いますが、新しく整備をするにあたって、生活に影響を与える臭気については、制限を検討された方がいいのかなと思いました。</p> <p>もう一点、公園の配置についてです。このように一体的に地区を整備する場合は、公園の場所はかなり大事になります。工場に事業者さん、生活利便地区に来られる事業者さん、住民の方々が協力しあってまちづくりを進めていくにあたり、何か集まってイベントができる場所として公園は有効な場所になります。それを考えると駅になるべく近くて3つの地区の方々がアクセスしやすい場所に設置される方が望ましいのかなと方針を見ました。歩行者ネットワークや自動車の同線も関わってくると思いますので、是非公園の位置については地元の方々と相談しながら検討いただけるとありがたいです。</p>
<p>事務局(中東)</p>	<p>まず食料品製造業についてですが、ご指摘のとおり、香ばしい香りのする食料品もあろうかと思しますので、本日のご意見も踏まえまして、地区計画に反映できることがあるか検討してまいりたいと思います。</p> <p>公園の位置についてですが、10ページの図面だけを見ると地区の端にあるように見えますが、4ページを見ていただいたらもう少し全体的なまちの様子がわかるかと思します。</p> <p>今回の地区計画の中だけでなく、広野駅周辺のまちづくりの中で公園の位置を検討されて、現在計画されている位置となったとお聞きしていますのでご理解いただければと思います。</p>
<p>栗山委員</p>	<p>しっかり検討いただいているのであれば結構です。</p>
<p>北原委員</p>	<p>こちらの地区計画で道路や公園の整備がありますが、具体的に整備する主体は組合でしょうか、あるいは市の方で整備されるのでしょうか。</p>

<p>都市整備課(中根)</p>	<p>基本的に地区計画を具現化する整備手法としては、土地区画整理事業を考えています。公園、宅地の造成、地区内の道路につきましては土地区画整理の事業認可にて設立される土地区画整理組合による施行となります。</p> <p>また、県道から駅へ向かう道路と、その先に続く駅前交通広場に関しましては、三田市が整備する計画としております。</p>
<p>清水会長</p>	<p>誘致する工場であるとか、JRとの協議につきましてもさまざまご意見を頂戴しておりますので、三田市としてもその点を踏まえていただき、準備組合との情報共有をお願いいたします。</p> <p>本件につきましては今後関係法令や三田市におけるまちづくりの方針などを勘案した上で、都市計画の決定等の手続を進めていただきますようお願いいたします。</p>
<p>事務局(村岡)</p>	<p>それでは、意見聴取の審議が終わりましたので、都市整備課に退室いただくことともに、次の諮問事項でございます「ごみ焼却場の変更」に関しまして、事務を所管しておりますクリーンセンターの職員に入室いただきますので、しばらくお待ちください。</p> <p style="text-align: center;">【都市整備課職員退室、クリーンセンターの職員入室】</p>
<p>事務局(村岡)</p>	<p>それでは入室いただきましたので、清水会長、引き続き、審議会の進行をお願いします。</p>
<p>清水会長</p>	<p>それでは、最後の審議に入っていきたいと思います。</p> <p>諮問事項 第1号議案『阪神間都市計画ごみ焼却場の変更』について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局(中東)</p>	<p>それでは、諮問事項第1号議案についてご説明いたします。</p> <p>都市政策課の中東と申します。</p> <p>前回の審議会で、「事前説明事項 第1号議案」としてご説明した案件でございます。</p> <p>資料は、お手元にあります右肩に「資料④-1」と「資料④-2」と書かれたものになります。議案書の「資料④-1」につきましては、諮問文書と都市計画図書及び参考となる資料を添付しております。</p> <p>資料④-1と同じ内容を前面スクリーン及びお手元の画面に表示いたします。</p> <p>右上に対応するページを記載しておりますので、参考にしてください。</p> <p>それでは、資料④-1の2ページをご覧ください。</p> <p>三田市長から当都市計画審議会への諮問文書でございます。令和6年7月9日付で阪神間都市計画ごみ焼却場(2号三田市ごみ焼却場)の変更について諮問しております3ページをご覧ください。</p> <p>ごみ焼却場の変更に係る計画書となります。今回、三田市ごみ焼却場の面積、備考欄の</p>

処理能力を変更する内容となっております。

4 ページです。

今回のごみ焼却場の変更に係る理由書でございます。

今後も安定した一般廃棄物の処理を行うとともに、環境負荷の低減などを図るために行う施設更新にともない、区域の変更を行うものとなっております。

5 ページをご覧ください。

今回、予定している変更箇所の位置図です。

画面、赤色で囲っている箇所が今回の変更箇所になります。

こちらが拡大図となります。皆様の資料にはございませんので、前面スクリーン及びお手元の画面をご確認ください。三田市香下の一部に位置しております。

6 ページです。

こちらは、計画図となります。削除及び追加する区域を示しております。

変更後区域としては、水色と赤色の区域が該当します。7 ページの変更前後対照図を参照していただくと分かり易いかと思います。

8 ページをご覧ください。変更前後対照表となります。

区域の変更により、面積が約42,800㎡から約26,900㎡となります。

施設処理能力も、ごみ焼却処理施設210 t /24 h が120 t /24 h、粗大ごみ処理施設30 t /5 h が14 t /5 h となっております。

次に資料④-2の2 ページをご覧ください。

本日の都市計画審議会が開催される前に実施した、住民説明会、案の縦覧及び住民からの意見募集の結果について、ご説明いたします。

まず、都市計画変更に係る住民説明会の結果についてです。

6月4日にまちづくり協働センターにて実施しました。市広報誌やホームページ、地元回覧を通じて開催の案内を実施し、参加者は1名で、変更内容に係る意見は特にございませんでした。

変更案の縦覧手続きについてですが、6月24日から7月8日の2週間で行いました。縦覧方法は、市役所都市政策課窓口で図書を縦覧するとともに、市ウェブサイトでも同じ図書を掲載し縦覧に供しました。

その結果、窓口での縦覧者数は0名、市ウェブサイトでの縦覧件数は5件でした。

また、意見書の提出期限を7月8日までとし、対象者である住民及び利害関係人から募集した結果、意見書の提出が1件あり、新処理施設からの電気エネルギーの活用についての意見となっております。市の考え方も整理しておりますので、ご確認をお願いいたします。

同ページ下段をご覧ください。最後に、変更手続きの流れについてです。

本審議会で、「変更支障なし」の答申が頂けましたら、令和6年7月下旬を目途に、都市計画の変更告示を行いたいと考えています。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

清水会長	<p>こちらの案件については何度かご説明いただく機会がございましたので、委員の皆様もよくおわかりかと思いますが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>特に質問が無いようですので、諮問事項の承認の賛否に移ります。</p> <p>それでは、ただ今の議案につきまして、原案の承認の賛否をお諮りします。</p> <p>第1号議案「阪神間都市計画ごみ焼却場の変更について」について原案どおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【全員の挙手】</p>
清水会長	<p>全員挙手をいただきました。ありがとうございます。</p> <p>よって、第1号議案は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>長時間に渡りご審議いただきありがとうございました。事務局より連絡事項などございますか。</p> <p style="text-align: center;">—閉会—</p>